【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成24年７月12日
【会社名】	株式会社石井表記
【英訳名】	ISHII HYOKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長　石井 峯夫
【本店の所在の場所】	広島県福山市神辺町旭丘５番地
【電話番号】	０８４（９６０）１２４７（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　坂本 裕二
【最寄りの連絡場所】	広島県福山市神辺町旭丘５番地
【電話番号】	０８４（９６０）１２４７（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　坂本 裕二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

当社は、平成24年７月12日開催の当社取締役会において、第三者割当による募集株式（Ａ種優先株式及びＢ種優先株式。以下Ａ種優先株式及びＢ種優先株式をあわせて「本件優先株式」といいます。）の発行（以下「本件優先株式発行」といいます。）につき、平成24年８月30日開催予定の当社臨時株主総会における、本件優先株式発行に必要な定款変更案の承認及び第三者割当に関する議案の特別決議による承認を得ることを条件として決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項及び第２項第２号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

２【報告内容】

１．有価証券の種類及び銘柄

（１）Ａ種優先株式

株式会社石井表記Ａ種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）

なお、Ａ種優先株式の特質は以下のとおりです。また、１．（１）における用語の定義は、同項内に限り有効とします。

① Ａ種優先株式には、平成29年６月30日から平成40年６月30日までの期間（以下「株式対価取得請求期間」という。）中、当社の普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。Ａ種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として修正されるため、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合があります。

② Ａ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該Ａ種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、Ａ種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とします。）を、以下③及び④に定める交付価額（以下「交付価額」といいます。）で除して算出される数（少数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てます。）とします。なお、Ａ種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり１株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第３項に従い金銭を交付します。

③ 当初の交付価額は、平成24年６月28日に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除きます。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入します。）に相当する金額とします（以下「当初交付価額」といいます。）。

④ 交付価額は、毎年６月30日（ただし、同日が当社の営業日でない場合には、その翌営業日とします。以下「修正基準日」といいます。）に、当該修正基準日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含みます。）の平均値（終値のない日数を除きます。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入します。）に相当する金額に修正されます。上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の70%（以下「下限交付価額」といいます。）を下回る場合には下限交付価額をもって修正後交付価額とし、修正後交付価額が当初交付価額の150%（以下「上限交付価額」といいます。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とします。かかる交付価額の修正は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得（下記⑨に定義します。）を行うために必要がある限り、同様に行うものとします。

⑤ 上記の普通株式を対価とする取得請求権の詳細は、後記５．（１）⑤をご参照下さい。

⑥ Ａ種優先株主は、平成29年６月30日から平成40年６月30日までの期間中、当社に対して現金を対価としてＡ種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」といいます。）することができます。この場合、当社は、Ａ種優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該Ａ種優先株主又はＡ種登録株式質権者に対して、下記⑦に定める金額の金銭を交付します。なお、法令上可能な範囲を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきＡ種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたＡ種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定します。

⑦ Ａ種優先株式１株当たりの償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。
（算式）１株当たりの償還価額＝10,000円＋累積未払配当金額＋当期経過未払優先配当金額
上記算式における「当期経過未払優先配当金額」は、償還請求の行われた日（以下「償還請求日」といいます。）の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、後記５．（１）①（イ）に従い計算される優先配当金額相当額とします。ただし、Ａ種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とします。

⑧ 上記の償還請求の詳細は、後記５．（１）⑥をご参照下さい。

⑨ 当社は、平成40年６月30日以降いつでも、当社の取締役会の決議をもって、Ａ種優先株式の全部又は一部を取得するのと引き換えに、Ａ種優先株主又はＡ種登録株式質権者に対して当社の普通株式を交付することができる（以下「株式対価強制取得」といいます。）。なお、一部取得を行う場合において取得するＡ種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとします。株式対価強制取得に基づき当社がＡ種優先株式の取得と引換えにＡ種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該Ａ種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、Ａ種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とします。）を上記②に定義する交付価額で除して算出される数（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てます。）とします。なお、Ａ種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり１株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを取り扱います。なお、交付価額の算出においては、上記③に定める当初交付価額を当初の交付価額とし、上記④に基づく交付価額の修正及び一定の交付価額の調整を行うものとします。

⑩ 上記の普通株式を対価とする取得条項の詳細は、後記５．（１）⑦をご参照下さい。

⑪ 当社は、平成27年６月30日以降いつでも、当社の取締役会の決議をもって、Ａ種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、Ａ種優先株主又はＡ種登録株式質権者に対して金銭を交付することができます（以下「金銭対価強制取得」といいます。）。なお、一部取得を行う場合において取得するＡ種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとします。

⑫ 金銭対価強制取得が行われる場合におけるＡ種優先株式１株当たりの取得価額は、10,500円、累積未払配当金額及び当期経過未払優先配当金額の合計額（ただし、Ａ種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とします。）とします。

⑬ 上記の金銭を対価とする取得条項の詳細は、後記５．（１）⑧をご参照下さい。

⑭ Ａ種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。

（２）Ｂ種優先株式
株式会社石井表記Ｂ種優先株式（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
なお、Ｂ種優先株式の特質は以下のとおりです。また、１．（２）における用語の定義は、同項内に限り有効とします。
① Ｂ種優先株式には、平成32年６月30日から平成40年６月30日までの期間（以下「株式対価取得請求期間」という。）中、当社の普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。Ｂ種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として修正されるため、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合があります。

② Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該Ｂ種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、Ｂ種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とします。）を、③及び④に定める交付価額（以下「交付価額」といいます。）で除して算出される数（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てます。）とします。なお、Ｂ種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり１株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第３項に従い金銭を交付します。

③ 当初の交付価額は、平成24年６月28日に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除きます。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入します。）に相当する金額とします（以下「当初交付価額」といいます。）。

④ 交付価額は、毎年６月30日（ただし、同日が当社の営業日でない場合には、その翌営業日とします。以下「修正基準日」といいます。）に、当該修正基準日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含みます。）の平均値（終値のない日数を除きます。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入します。）に相当する金額に修正されます。上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の70%（以下「下限交付価額」といいます。）を下回る場合には下限交付価額をもって修正後交付価額とし、修正後交付価額が当初交付価額の150%（以下「上限交付価額」といいます。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とします。かかる交付価額の修正は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得（下記⑨に定義します。）を行うために必要がある限り、同様に行うものとします。

⑤ 上記の普通株式を対価とする取得請求権の詳細は、後記５．（２）⑤をご参照下さい。

⑥ Ｂ種優先株主は、平成35年６月30日から平成40年６月30日までの期間中、当社に対して現金を対価としてＢ種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」といいます。）することができます。この場合、当社は、Ｂ種優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該Ｂ種優先株主又はＢ種登録株式質権者に対して、下記⑦に定める金額の金銭を交付します。なお、法令上可能な範囲を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきＢ種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたＢ種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定します。

⑦ Ｂ種優先株式１株当たりの償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。
（算式）１株当たりの償還価額＝10,000円＋累積未払配当金額＋当期経過未払優先配当金額
上記算式における「当期経過未払優先配当金額」は、償還請求の行われた日（以下「償還請求日」といいます。）の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、後記５．（２）①（イ）に従い計算される優先配当金額相当額とします。ただし、Ｂ種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とします。

⑧ 上記の償還請求の詳細は、後記５．（２）⑥をご参照下さい。

⑨ 当社は、平成40年６月30日以降いつでも、当社の取締役会の決議をもって、Ｂ種優先株式の全部又は一部を取得するのと引き換えに、Ｂ種優先株主又はＢ種登録株式質権者に対して当社の普通株式を交付することができる（以下「株式対価強制取得」といいます。）。なお、一部取得を行う場合において取得するＢ種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとします。株式対価強制取得に基づき当社がＢ種優先株式の取得と引換えにＢ種優先株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該Ｂ種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、Ｂ種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とします。）を上記②に定義する交付価額で除して算出される数（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てます。）とします。なお、Ｂ種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり１株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを取り扱います。なお、交付価額の算出においては、上記③に定める当初交付価額を当初の交付価額とし、上記④に基づく交付価額の修正及び一定の交付価額の調整を行うものとします。

⑩ 上記の普通株式を対価とする取得条項の詳細は、後記５．（２）⑦をご参照下さい。

⑪ 当社は、平成27年６月30日以降いつでも、当社の取締役会の決議をもって、Ｂ種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、Ｂ種優先株主又はＢ種登録株式質権者に対して金銭を交付することができ

ます（以下「金銭対価強制取得」といいます。）。なお、一部取得を行う場合において取得するＢ種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとします。

⑫ 金銭対価強制取得が行われる場合におけるＢ種優先株式１株当たりの取得価額は、10,500円、累積未払配当金額及び当期経過未払優先配当金額の合計額（ただし、Ｂ種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とします。）とします。

⑬ 上記の金銭を対価とする取得条項の詳細は、後記５．（２）⑧をご参照下さい。

⑭ Ｂ種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。

２．発行数（募集株式数）
Ａ種優先株式 75,922株
Ｂ種優先株式 90,000株

３．発行価格（払込金額）及び資本組入額
（１）Ａ種優先株式
発行価格（払込金額） １株につき10,000円
資本組入額 １株につき 5,000円

（２）Ｂ種優先株式
発行価格（払込金額） １株につき10,000円
資本組入額 １株につき 5,000円

４．発行価額の総額及び資本組入額の総額
（１）Ａ種優先株式
発行価額の総額 759,220,000円
資本組入額の総額 379,610,000円
（注）資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は、379,610,000円です。

（２）Ｂ種優先株式
発行価額の総額 900,000,000円
資本組入額の総額 450,000,000円
（注）資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は、450,000,000円です。

なお、当社は、平成24年７月12日開催の取締役会において招集を決議した平成24年８月30日開催予定の臨時株主総会において承認されることその他法令に基づき必要な手続きが完了していること及び本件優先株式の発行の効力が発生することを条件として、本優先株式の払込期日（平成24年８月31日）に、資本金及び資本準備金をそれぞれ3,624,133,500円及び4,158,925,262円減少させ、減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることを予定しております。

５．株式の内容

（１）Ａ種優先株式の内容

Ａ種優先株式の内容は以下のとおりです。なお、５．（１）における用語の定義は、同項内に限り有効とします。

① 剰余金の配当

（ア）Ａ種優先配当金

当社は、各事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、Ａ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種株主」という。）又はＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、下記（イ）に定める額の配当金（以下「Ａ種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がＡ種優先株式を取得した場合、当該Ａ種優先株式について当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

（イ）Ａ種優先配当金の額

Ａ種優先株式１株当たりの優先配当金の額は、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額（10,000円。ただし、Ａ種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに定められるＡ種優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する。）について当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成25年１月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を365日として日割り計算により算出される金額とする。

Ａ種優先配当年率は、下記算式により計算される年率とする。

Ａ種優先配当年率＝日本円ＴＩＢＯＲ（６か月物）＋1.0%

Ａ種優先配当年率は、%位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する。「日本円ＴＩＢＯＲ（６か月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時における日本円６か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円６か月物ＴＩＢＯＲ）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円ＴＩＢＯＲ（６か月物）が公表されていなければ、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円６か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円ＬＩＢＯＲ６か月物（360日ベース））として英国銀行協会（ＢＢＡ）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円ＴＩＢＯＲ（６か月物）に代えて用いるものとする。

（ウ）累積条項

ある事業年度においてＡ種株主又はＡ種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がＡ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する。

（エ）非参加条項

Ａ種株主又はＡ種登録株式質権者に対しては、Ａ種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

（オ）優先順位

Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

（カ）優先中間配当金

当社は、Ａ種優先株式について中間配当は行わない。

② 残余財産の分配

（ア）残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、Ａ種株主又はＡ種登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき10,000円（ただし、Ａ種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。ただし、残余財産がＡ種株主及びＢ種株主（以下本項において個別に又は総称して「優先株主」という）並びにＡ種登録株式質権者及びＢ種登録株式質権者（以下本項において個別に又は総称して「優先登録株式質権者」という。）に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主又は優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする。

（イ）非参加条項

Ａ種株主又はＡ種登録株式質権者に対しては、上記（ア）のほか残余財産の分配は行わない。

（ウ）優先順位

Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

（ア）Ａ種株主は、株主総会において議決権を有しない。

（イ）当社が、会社法第322条１項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、Ａ種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

④ 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

（ア）当社は、法令に定める場合を除き、Ａ種優先株式について株式の分割又は株式の併合を行わない。

（イ）当社は、Ａ種優先株式について、募集株式、募集新株予約権又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当又は新株予約権無償割当は行わない。

⑤ 普通株式を対価とする取得請求権

（ア）取得請求権の内容

Ａ種株主は、平成29年６月30日から平成40年６月30日までの期間（以下「株式対価取得請求期間」という。）中、下記（イ）に定める条件で、当社がＡ種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。

（イ）株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

株式対価取得請求に基づき当社がＡ種優先株式の取得と引換えにＡ種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該Ａ種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、Ａ種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を本号に定める交付価額（以下「交付価額」という。）で除して算出される数（少数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）とする。なお、Ａ種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり１株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第３項に従い金銭を交付する。

ｲ 当初交付価額

当初の交付価額は、平成24年６月28日に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）に相当する金額とする（以下「当初交付価額」という。）。

ロ 交付価額の修正

交付価額は、毎年６月30日（ただし、同日が当社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「修正基準日」という。）に、当該修正基準日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）に相当する金額に修正される。なお、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の70%（以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には下限交付価額をもって修正後交付価額とし、修正後交付価額が当初交付価額の150%（以下「上限交付価額」という。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。かかる交付価額の修正は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得（下記に定義する。）を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。

ハ 交付価額等の調整

（ａ）A種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「交付価額等調整式」という。）により、交付価額、下限交付価額及び上限交付価額（以下あわせて「交付価額等」という。）を調整する。かかる交付価額の調整は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。

（算式）

調整後交付価額等＝Ａ×（Ｂ＋Ｃ×Ｄ÷Ｅ）÷（Ｂ＋Ｃ）

Ａ＝調整前交付価額等（調整後交付価額等を適用する日の前日において有効な交付価額等をいう。）

Ｂ＝発行済普通株式数-自己株式数（基準日がない場合は調整後交付価額等を適用する日の１か月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数をいう。）

Ｃ＝新発行・処分普通株式数

Ｄ＝１株当たりの払込金額・処分価額

Ｅ＝１株当たりの時価（調整後交付価額等の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第二部における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）

（ｉ）交付価額等調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、下記（iii）記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、又は下記（iv）記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）

調整後交付価額等は、払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本（ｉ）において、交付価額等調整式Ｃにおける「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行又は処分する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Ｄにおける「１株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行又は処分に係る普通株式１株当たりの払込金額又は処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、交付価額等調整式Ｄにおける「１株当たりの払込金額・処分価額」は、０円とする。

（ii）普通株式を分割する場合

調整後交付価額等は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本（ii）において、交付価額等調整式Ｂにおける「発行済普通株式数-自己株式数」及び「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、交付価額等調整式Ｃにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Ｄにおける「１株当たりの払込金額・処分価額」は、０円とする。

（iii）交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当社の普通株式又は新株予約権（当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権に限る。以下本（iii）において同じ。）の交付を受けることができる証券（権利）を発行又は処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後交付価額等は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券（権利）の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして）、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当のための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額又は行使価額がその払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該取得価額又は行使価額が決定される日（本（iii）において、以下「価額決定日」という。）に発行される証券（権利）の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本（iii）において「価額」とは、発行される証券（権利）の払込金額（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、当該証券（権利）の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額）から取得又は行使に際して当該証券（権利）又は新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

（iv）交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、（１）当社の普通株式又は（２）当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後交付価額等は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な交付価額等で行使されたものとみなして（当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該行使価額が決定される日（本（iv）において、以下「価額決定日」という。）に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして（当社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本（iv）において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

（ｖ）株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合

調整後交付価額等は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本（ｖ）において、交付価額等調整式Ｃにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、交付価額等調整式Ｄにおける「１株当たりの払込金額・処分価額」は、０円とする。

（b）上記（a）（ⅰ）ないし（ⅴ）において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、上記（a）（ⅱ）については、剰余金の額を減少して、資本金又は資本準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後交付価額等は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

（c）上記（a）に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当社取締役会が判断する合理的な交付価額等に変更される。

（1）合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために交付価額等の調整を必要とするとき。

（2）その他当社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって交付価額等の調整を必要とするとき。

（3）交付価額等の調整事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額等の算出に関して使用すべき１株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。

（d）交付価額等の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

（e）交付価額等調整式により算出される調整後交付価額等と調整前交付価額等の差額が１円未満の場合は、交付価額等の調整は行わない。ただし、その後交付価額等の調整を必要とする事由が発生し、交付価額等を算出する場合には、交付価額等調整式中の調整前交付価額等に代えて調整前交付価額等からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑥ 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

（ア）償還請求権の内容

Ａ種株主は、平成29年６月30日から平成40年６月30日までの期間中、当社に対して現金を対価としてＡ種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、Ａ種優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該Ａ種株主又はＡ種登録株式質権者に対して、下記（イ）に定める金額の金銭を交付する。

なお、法令上可能な範囲を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきＡ種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたＡ種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

（イ）償還価額

Ａ種優先株式１株当たりの償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。

（算式）１株当たりの償還価額＝10,000円＋累積未払配当金額＋当期経過未払優先配当金額

上記算式における「当期経過未払優先配当金額」は、償還請求の行われた日（以下「償還請求日」という。）の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、上記（１）①に従い計算される優先配当金額相当額とする。

ただし、Ａ種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。

（ウ）償還請求受付場所

広島県福山市神辺町旭丘５番地
株式会社石井表記

（エ）償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着したときに発生する。

⑦ 普通株式を対価とする取得条項

（ア）普通株式を対価とする取得条項の内容

当社は、平成40年６月30日以降いつでも、当社の取締役会の決議をもって、Ａ種優先株式の全部又は一部を取得するのと引き換えに、Ａ種株主又はＡ種登録株式質権者に対して当社の普通株式を交付することができる（以下「株式対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するＡ種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

（イ）株式対価強制取得により交付する普通株式数の算定方法

株式対価強制取得に基づき当社がＡ種優先株式の取得と引換えにＡ種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該Ａ種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、Ａ種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を上記⑤（イ）に定める交付価額で除して算出される数（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）とする。なお、Ａ種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり１株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。なお、交付価額の算出においては、上記⑤（イ）イに定める当初交付価額を当初の交付価額とし、同号ロに基づく交付価額の修正及び同号ハに基づく交付価額の調整を行うものとする。

⑧ 金銭を対価とする取得条項

（ア）金銭を対価とする取得条項の内容

当社は、平成27年６月30日以降いつでも、当社の取締役会の決議をもって、Ａ種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、Ａ種株主又はＡ種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するＡ種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

（イ）取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるＡ種優先株式１株当たりの取得価額は、10,500円、累積未払配当金額及び当期経過未払優先配当金額の合計額（ただし、Ａ種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）とする。

⑨ Ａ種優先株式の買受け

当社は、法令の定めに従い、いつでもＡ種優先株式の全部又は一部を買受け、これを消却することができる。

（２）Ｂ種優先株式の内容

Ｂ種優先株式の内容は以下のとおりです。なお、５．（２）における用語の定義は、同項内に限り有効とします。

① 剰余金の配当

（ア）Ｂ種優先配当金

当社は、各事業年度に係る剰余金の配当を行うときは、Ｂ種優先株式を有する株主（以下「Ｂ種株主」という。）又はＢ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｂ種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ｂ種優先株式１株につき、下記（イ）に定める額の配当金（以下「Ｂ種優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がＢ種優先株式を取得した場合、当該Ｂ種優先株式について当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

（イ）Ｂ種優先配当金の額

Ｂ種優先株式１株当たりの優先配当金の額は、Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額（10,000円。ただし、Ｂ種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）に、剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度ごとに定められるＢ種優先配当年率（以下に定義される。）を乗じて算出した額（円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する。）について当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成25年１月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、１年を365日として日割り計算により算出される金額とする。

Ｂ種優先配当年率は、下記算式により計算される年率とする。

Ｂ種優先配当年率＝日本円ＴＩＢＯＲ（６か月物）＋1.0%

（ただし、平成29年７月１日以降は、日本円ＴＩＢＯＲ（６か月物）＋3.5%）

Ｂ種優先配当年率は、%位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を四捨五入する。「日本円ＴＩＢＯＲ（６か月物）」とは、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時における日本円６か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円６か月物ＴＩＢＯＲ）として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円ＴＩＢＯＲ（６か月物）が公表されていなければ、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円６か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円ＬＩＢＯＲ６か月物（360日ベース））として英国銀行協会（ＢＢＡ）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを日本円ＴＩＢＯＲ（６か月物）に代えて用いるものとする。

（ウ）累積条項

ある事業年度においてＢ種株主又はＢ種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がＢ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する。

（エ）非参加条項

Ｂ種株主又はＢ種登録株式質権者に対しては、Ｂ種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

（オ）優先順位

Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

（カ）優先中間配当金

当社は、Ｂ種優先株式について中間配当は行わない。

② 残余財産の分配

（ア）残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、Ｂ種株主又はＢ種登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につき10,000円（ただし、Ｂ種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）を支払う。ただし、残余財産がＡ種株主及びＢ種株主（以下本項において個別に又は総称して「優先株主」という）並びにＡ種登録株式質権者及びＢ種登録株式質権者（以下本項において個別に又は総称して「優先登録株式質権者」という。）に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主又は優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする。

（イ）非参加条項

Ｂ種株主又はＢ種登録株式質権者に対しては、上記（ア）のほか残余財産の分配は行わない。

（ウ）優先順位

Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

③ 議決権

（ア）B種株主は、株主総会において議決権を有しない。

（イ）当社が、会社法第322条１項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

④ 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

（ア）当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は株式の併合を行わない。

（イ）当社は、B種優先株式について、募集株式、募集新株予約権又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当又は新株予約権無償割当は行わない。

⑤ 普通株式を対価とする取得請求権

（ア）取得請求権の内容

B種株主は、平成32年６月30日から平成40年６月30日までの期間（以下「株式対価取得請求期間」という。）中、下記（イ）に定める条件で、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる（以下「株式対価取得請求」という。）。

（イ）株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

株式対価取得請求に基づき当社がB種優先株式の取得と引換えにB種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該B種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、B種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を本号に定める交付価額（以下「交付価額」という。）で除して算出される数（少数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）とする。なお、B種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり１株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第３項に従い金銭を交付する。

イ 当初交付価額

当初の交付価額は、平成24年６月28日に始まる連続する30取引日の各取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）に相当する金額とする（以下「当初交付価額」という。）。

ロ 交付価額の修正

交付価額は、毎年６月30日（ただし、同日が当社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下「修正基準日」という。）に、当該修正基準日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。なお、上記平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）に相当する金額に修正される。なお、上記計算の結果、修正後交付価額が当初交付価額の70%（以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には下限交付価額をもって修正後交付価額とし、修正後交付価額が当初交付価額の150%（以下「上限交付価額」という。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。かかる交付価額の修正は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得（下記に定義する。）を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。

ハ 交付価額等の調整

（ａ）B種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式（以下「交付価額等調整式」という。）により、交付価額、下限交付価額及び上限交付価額（以下あわせて「交付価額等」という。）を調整する。かかる交付価額の調整は、株式対価取得請求期間終了後においても、株式対価強制取得を行うために必要がある限り、同様に行うものとする。

（算式）

調整後交付価額等＝A×（B＋C×D÷E）÷（B＋C）

A＝調整前交付価額等（調整後交付価額等を適用する日の前日において有効な交付価額等をいう。）

B＝発行済普通株式数-自己株式数（基準日がない場合は調整後交付価額等を適用する日の１か月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数をいう。）

C＝新発行・処分普通株式数

D＝１株当たりの払込金額・処分価額

E＝１株当たりの時価（調整後交付価額等の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第二部における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、その計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。）

（ｉ）交付価額等調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、下記（iii）記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、又は下記（iv）記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）

調整後交付価額等は、払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本（ｉ）において、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行又は処分する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Dにおける「１株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行又は処分に係る普通株式１株当たりの払込金額又は処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、交付価額等調整式Dにおける「１株当たりの払込金額・処分価額」は、０円とする。

（ii）普通株式を分割する場合

調整後交付価額等は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本（ii）において、交付価額等調整式Bにおける「発行済普通株式数-自己株式数」及び「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、交付価額等調整式Cにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、交付価額等調整式Dにおける「１株当たりの払込金額・処分価額」は、０円とする。

（iii）交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当社の普通株式又は新株予約権（当社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権に限る。以下本（iii）において同じ。）の交付を受けることができる証券（権利）を発行又は処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後交付価額等は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券（権利）の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして）、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当のための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額又は行使価額がその払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該取得価額又は行使価額が決定される日（本（iii）において、以下「価額決定日」という。）に発行される証券（権利）の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本（iii）において「価額」とは、発行される証券（権利）の払込金額（当社の新株予約権の交付を受けることができる証券（権利）の場合、当該証券（権利）の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額）から取得又は行使に際して当該証券（権利）又は新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

（iv）交付価額等調整式に使用する時価を下回る価額をもって、（１）当社の普通株式又は（２）当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後交付価額等は、かかる新株予約権の割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な交付価額等で行使されたものとみなして（当社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして）、割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額等は、当該行使価額が決定される日（本（iv）において、以下「価額決定日」という。）に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして（当社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、更に当該株式の全てがその日に有効な取得価額等で取得されたものとみなして）、価額決定日の翌日以降これを適用する。本（iv）において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう。

（ｖ）株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合

調整後交付価額等は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本（ｖ）において、交付価額等調整式Ｃにおける「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、交付価額等調整式Ｄにおける「１株当たりの払込金額・処分価額」は、０円とする。

（b）上記（ａ）（ｉ）ないし（ｖ）において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、上記ア（ii）については、剰余金の額を減少して、資本金又は資本準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後交付価額等は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

（ｃ）上記（ａ）に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当社取締役会が判断する合理的な交付価額等に変更される。
（１）合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のために交付価額等の調整を必要とするとき。
（２）その他当社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって交付価額等の調整を必要とするとき。
（３）交付価額等の調整事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額等の算出に関して使用すべき１株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。
（ｄ）交付価額等の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。
（ｅ）交付価額等調整式により算出される調整後交付価額等と調整前交付価額等の差額が１円未満の場合は、交付価額等の調整は行わない。ただし、その後交付価額等の調整を必要とする事由が発生し、交付価額等を算出する場合には、交付価額等調整式中の調整前交付価額等に代えて調整前交付価額等からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑥ 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）
（ア）償還請求権の内容
Ｂ種株主は、平成35年６月30日から平成40年６月30日までの期間中、当社に対して現金を対価としてＢ種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、Ｂ種優先株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該Ｂ種株主又はＢ種登録株式質権者に対して、下記（イ）に定める金額の金銭を交付する。
なお、法令上可能な範囲を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきＢ種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたＢ種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

（イ）償還価額
Ｂ種優先株式１株当たりの償還価額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。
（算式）１株当たりの償還価額＝10,000円＋累積未払配当金額＋当期経過未払優先配当金額
上記算式における「当期経過未払優先配当金額」は、償還請求の行われた日（以下「償還請求日」という。）の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、上記（２）①に従い計算される優先配当金額相当額とする。
ただし、Ｂ種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。

（ウ）償還請求受付場所
広島県福山市神辺町旭丘５番地
株式会社石井表記

（エ）償還請求の効力発生
償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着したときに発生する。

⑦ 普通株式を対価とする取得条項
（ア）普通株式を対価とする取得条項の内容
当社は、平成40年６月30日以降いつでも、当社の取締役会の決議をもって、Ｂ種優先株式の全部又は一部を取得するのと引き換えに、Ｂ種株主又はＢ種登録株式質権者に対して当社の普通株式を交付することができる（以下「株式対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するＢ種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

（イ）株式対価強制取得により交付する普通株式数の算定方法

株式対価強制取得に基づき当社がＢ種優先株式の取得と引換えにＢ種株主に対し交付すべき当社の普通株式の数は、当該Ｂ種優先株式に係る払込金額の総額（ただし、Ｂ種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。）を上記⑤（イ）に定める交付価額で除して算出される数（小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）とする。なお、Ｂ種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の算出にあたり１株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。なお、交付価額の算出においては、上記⑤（イ）イに定める当初交付価額を当初の交付価額とし、同号ロに基づく交付価額の修正及び同号ハに基づく交付価額の調整を行うものとする。

⑧ 金銭を対価とする取得条項

（ア）金銭を対価とする取得条項の内容

当社は、平成27年６月30日以降いつでも、当社の取締役会の決議をもって、Ｂ種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、Ｂ種株主又はＢ種登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。なお、一部取得を行う場合において取得するＢ種優先株式は、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

（イ）取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるＢ種優先株式１株当たりの取得価額は、10,500 円、累積未払配当金額及び当期経過未払優先配当金額の合計額（ただし、Ｂ種優先株式について、株式分割、株式併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当社取締役会により合理的に調整された額とする。）とする。

⑨ Ｂ種優先株式の買受け

当社は、法令の定めに従い、いつでもＢ種優先株式の全部又は一部を買受け、これを消却することができる。

６．発行方法

第三者割当の方法により、以下の者に以下の通り割り当てます。

三菱ＵＦＪリース株式会社　Ａ種優先株式　75,922株
株式会社もみじ銀行　Ｂ種優先株式　85,000株
株式会社広島銀行　Ｂ種優先株式　5,000株

７．引受人の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項はありません。

８．募集を行う地域に準ずる事項

日本国内

９．当社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

（１）手取金の総額

① 払込金額の総額	1,659,220,000円
② 発行諸費用の概算額	17,000,000円
③ 差引手取概算額	1,642,220,000円

（注）１ 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
２ 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関係費用及びアドバイザリー費用等であります。

（２）手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

①Ａ種優先株式の払込金の使途

具体的な使途		金 額	支出予定時期
（ア）	引取保証債務の一部履行 ※ 引取保証についての概要は、下記16.　（３）に記載の通りであります。	759,220,000円	平成24年８月

②Ｂ種優先株式の払込金の使途

具体的な使途		金 額	支出予定時期
（ア）	太陽電池ウェーハ事業における当社および当社子会社である石井表記ソーラー株式会社のリース債務の返済	486,907,619円	平成24年８月
（イ）	右記の金額については、手許流動性を高め、機動的な事業運営に備えるための資金として、当面は銀行預金として銀行口座にて管理いたします。 将来的には、当社事業である電子機器部品製造装置、ディスプレイ及び電子部品等の製造販売に必要な仕入れ資金への充当、既存設備の更新等の設備投資及び当社事業に関する開発投資等、当社事業の遂行上必要となる支出に用います。	上記（ア）及び発行諸費用の概算額における金額を除いた金額396,092,381円	該当ありません。

10. 新規発行年月日（払込期日）

本件優先株式のいずれも、平成24年８月31日を払込期日として予定しております。

11. 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

本件優先株式のいずれも、該当事項はありません。

12. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

（１）行使価額修正条項付新株予約権付社債券等（本件優先株式）の特質

本件優先株式の特質は、上記１．（１）及び（２）に記載の通りであります。

（２）行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金を調達しようとする理由

当社は、前連結会計年度で、太陽電池ウェーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の当期純損失を計上したことにより債務超過となっており、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。当該状況下、平成25年１月期における債務超過を回避し株式上場を維持するとともに、財務体質の抜本的な改善を図るため、取引先金融機関の一部に対して株式発行を行い、調達資金を原資として有利子負債を圧縮すると同時に十分な運転資金を確保するために、三菱ＵＦＪリース株式会社（以下「三菱ＵＦＪリース」といいます。）、株式会社もみじ銀行（以下「もみじ銀行」といいます。）、及び株式会社広島銀行（以下「広島銀行」といいます。）に対して、第三者割当の方法により、それぞれＡ種優先株式及びＢ種優先株式を発行することといたしました。

本件優先株式が普通株式に転換された場合、既存株主の議決権に対して希薄化の可能性が存在しておりますが、当社を取り巻く事業環境及び財政状況に鑑み、本件第三者割当は、抜本的な財務体質の改善に不可欠であり、将来的に株主価値の向上につながるものと考えております。また、本件優先株式には議決権がなく、かつ、発行後一定の期間が経過した後に普通株式への転換が可能となるため、本件優先株式の発行時点で現在の普通株式の保有者の有する議決権について、直ちに大幅な希薄化が生じることはありません。加えて、発行後一定期間が経過した後には、当社の判断により随時優先株式の償還を行うことが可能です。このため、既存の普通株主の議決権に対する希薄化が生じる可能性を限定する仕組みとなっております。

なお、本件優先株式発行に先立ちまして、下記16.　（３）に記載のとおり、太陽電池ウェーハ事業における製造外注先が、当該事業用設備を調達するにあたり契約したリース債務等につき、当社が行っている債務保証（総額1,289百万円）にかかる事前求償権の一部履行として、当該取引先より530百万円が当社に対して支払われる予定です。当社は既に、債務保証残高全額について債務保証損失引当金を計上しており、当該支払額530百万円は特別利益（債務保証損失引当金戻入額）に計上される見通しです。

また、Ｂ種優先株式発行による手取金の使途として予定しているリース債務の一部返済（486百万円）にあたりまして、当該リース債務総額762百万円のうち、486百万円を一部返済することと引き替えに、一部返済後の当該リース債務残高275百万円につきまして債務の免除を受ける予定です。当該免除額275百万円は特別利益（債務免除益）に計上される見通しです。

当社グループの債務超過の解消は、上記の本件優先株式発行を含む一連の取引のみにより実現されるものではございませんが、当該取引により、当社の財務内容は大きく改善される予定です。当社は引き続き営業努力を行い、平成25年１月期における債務超過を回避し株式上場を維持することを目指すとともに、財務体質の抜本的な改善を図ってまいります。

（３）行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての割当予定先との間の取決めの内容

本件優先株式のいずれも、該当事項はありません。

（４）当社の株券の売買に関する事項についての割当予定先との間の取決めの内容

本件優先株式のいずれも、該当事項はありません。なお、本件優先株式の株主は、本件優先株式の譲渡を行う場合、当社に対して、譲渡する本件優先株式の数及び譲受人の氏名または名称及び住所又は所在地につき、事前に書面による通知を行うものと本件優先株式発行要項にて定めております。

（５）その他投資者の保護を図るため必要な事項

①単元株式数

本件優先株式のいずれも、単元株式数の定めはありません。

②種類株主総会の決議

当社が、会社法第322条１項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、Ａ種株主を構成員とする種類株主総会の決議、Ｂ種株主を構成員とする種類株主総会の決議のいずれも要しません。

③議決権の有無及びその内容

Ａ種株主及びＢ種株主は、株主総会において議決権を有しません。

13. 当該有価証券に係る金融商品取引法施行令第１条の７に規定する譲渡に関する制限その他の制限

本件優先株式のいずれも、金融商品取引法施行令第１条の７に規定する譲渡に関する制限はありません。なお、本件優先株式の株主は、本件優先株式の譲渡を行う場合、当社に対して、譲渡する本件優先株式の数及び譲受人の氏名又は名称及び住所又は所在地につき、事前に書面による通知を行うものと本件優先株式発行要項にて定めております。

14. 取得者に関する事項

本優先株式の割当予定先の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容並びに当社と割当予定先の出資関係、取引関係その他これらに準ずる関係については下記15.（１）ａ．及びｂ．をご参照下さい。

また、本優先株式の割当予定先の保有方針及び保有に関する事項については、下記15.（１）ｅ．をご参照下さい。

15. 第三者割当の場合の特記事項

（１）割当予定先（取得者）の状況

ａ．割当予定先の概要

ⅰ）三菱ＵＦＪリース

名称	三菱ＵＦＪリース株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
代表者の役職及び氏名	取締役社長 白石 正
資本金	33,196百万円
事業の内容	リース業
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成24年６月28日

ⅱ）もみじ銀行

名称	株式会社もみじ銀行
本店の所在地	広島県広島市中区胡町１番24号
代表者の役職及び氏名	取締役頭取 野坂 文雄
資本金	87,465百万円
事業の内容	銀行業
主たる出資者及びその出資比率	株式会社山口フィナンシャルグループ 100.00%

ⅲ）広島銀行

名称	株式会社広島銀行
本店の所在地	広島県広島市中区紙屋町１丁目３番８号
代表者の役職及び氏名	取締役頭取 池田 晃治
資本金	54,573百万円
事業の内容	銀行業
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成24年６月28日

b．提出者と割当予定先との間の関係

ⅰ）三菱ＵＦＪリース

出資関係	平成24年１月31日現在、当該会社は、当社の発行済株式数の0.29%を保有しております。
人事関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
資金関係	下記取引関係以外に、当社と当該会社との間には記載すべき資金関係はありません。
技術又は取引関係	リース取引等

ⅱ）もみじ銀行

出資関係	平成24年１月31日現在、当該会社は、当社の発行済株式数の1.32%を保有しております。
人事関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
資金関係	当社および当社子会社である石井表記ソーラー株式会社は、当該会社から借り入れを行っており、平成24年７月11日現在、2,081,210,000円（うち、石井表記ソーラー株式会社は33,500,000円）の残高があります。
技術又は取引関係	預金・借入金等

ⅲ）広島銀行

出資関係	平成24年１月31日現在、当該会社は、当社の発行済株式数の1.35%を保有しております。
人事関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
資金関係	当社は、当該会社から借り入れを行っており、平成24年７月11日現在、1,073,344,000円の残高があります。
技術又は取引関係	預金・借入金等

c．割当予定先の選定理由

Ａ種優先株式は、Ａ種優先株式発行により払い込む金銭を、当社の債務の弁済に充当する予定であります。この結果、当社の有利子債務が圧縮され、財務体質の改善を図ることが可能となります。かかる理由により、当社がリース取引に係る債務を負う三菱ＵＦＪリースを割当先に選定いたしました。

Ｂ種優先株式については、リース債務の一部返済による財務体質の改善、及び十分な運転資金を確保する必要性にご賛同いただき、長期の取引関係から当社の経営状況についてご理解を頂いているとの理由から、もみじ銀行及び広島銀行を割当先に選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

本件優先株式については、以下の者に以下の通り割り当てます。

三菱ＵＦＪリース株式会社　Ａ種優先株式　75,922株
株式会社もみじ銀行　Ｂ種優先株式　85,000株
株式会社広島銀行　Ｂ種優先株式　5,000株

e．株券等の保有方針

当社と割当先との間に、本件優先株式の保有方針に関する取り決めはございませんが、割当先である三菱ＵＦＪリース、もみじ銀行、及び広島銀行に対しては中長期の保有を要請しております。

ｆ．払込みに要する資金等の状況

三菱ＵＦＪリースについては、同社が提出した直近の有価証券報告書（平成24年６月28日提出）の財務諸表を確認した結果、Ａ種優先株式発行の払込について問題のないことを確認しております。

また、もみじ銀行については、同社が決算公告にて開示している直近の財務諸表を確認した結果、Ｂ種優先株式発行の払込について問題のないことを確認しております。広島銀行については、同社が提出した直近の有価証券報告書（平成24年６月28日提出）の財務諸表を確認した結果、Ｂ種優先株式発行の払込について問題のないことを確認しております。

ｇ．割当予定先の実態

割当予定先のうち、三菱ＵＦＪリース及び広島銀行は株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）市場第一部に上場している会社であり、また、もみじ銀行も東京証券取引所市場第一部に上場している株式会社山口フィナンシャルグループのグループ会社です。また、割当予定先が特定団体等と関係がないことはヒアリング等を通じて確認しております。

（２）株券等の譲渡制限

該当事項はありません。なお、本件優先株式の株主は、本件優先株式の譲渡を行う場合、当社に対して、譲渡する本件優先株式の数及び譲受人の氏名又は名称及び住所又は所在地につき、事前に書面による通知を行うものと本件優先株式発行要項にて定めております。

（３）発行条件に関する事項

当社は、前連結会計年度で、太陽電池ウェーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の当期純損失を計上したことにより債務超過となっていることから、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。当該状況下、財務体質の抜本的な改善を図るとともに、平成25年１月期における債務超過を回避し株式上場を維持するには、本件第三者割当による調達資金で有利子負債の削減を図ることが不可欠との認識の下、Ａ種優先株式については三菱ＵＦＪリースと、Ｂ種優先株式についてはもみじ銀行及び広島銀行と慎重に協議し、Ａ種優先株式及びＢ種優先株式が将来普通株式に転換された場合の希薄化の可能性等も総合的に勘案して、本件優先株式の払込金額を決定いたしました。

また、本件優先株式の価値算定にあたっては、当社普通株式の株価、当該株価のボラティリティ、当社の信用リスク、資産状態、収益状況、優先配当率、取得請求権、取得条項等を考慮して、一般的な価格算定モデルである二項ツリー・モデルによる本件優先株式の価値算定結果を参考としており、公正な水準であると判断しております。

なお、本件優先株式の価値算定につきましては、公正を期すため、第三者機関であるフロンティア・マネジメント株式会社が作成した価値報告書を取得しております。

当社といたしましては、上記の判断に鑑み、本件優先株式の発行は、会社法上、特に有利な払込金額で募集株式を引き受ける者を募集すること（いわゆる有利発行）に該当しないと判断しておりますが、本件優先株式には市場価格が存在しないことに鑑み、特に有利な払込金額による募集とされる可能性を否定出来ないこと、本件優先株式の発行は希薄化率が25%以上となる可能性が存することを踏まえ、本件優先株式の発行の妥当性、その発行条件の相当性については、株主の皆さまの意思も確認することが適切であると考え、平成24年８月30日開催予定の臨時株主総会において特別決議によるご承認を得ることとしております。

（４）大規模な第三者割当に関する事項

Ａ種優先株式及びＢ種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項が付与されており、取得請求権もしくは取得条項が行使された場合、株式の希薄化が生じます。現時点において取得請求権及び取得条項における交付価額を算定することができませんが、仮にＡ種優先株式及びＢ種優先株式の発行決議日の前営業日（平成24年７月11日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値155円を当初交付価額と仮定し、更にその後下限交付価額まで交付価額が修正されたと仮定した場合、既存株式の議決権に対して生じ得る最大の希薄化率は、以下のように試算されます。従いまして、本件優先株式発行は、大規模な第三者割当に該当するものです。

	Ａ種優先株式	Ｂ種優先株式	合計
当初交付価額（仮定）（円）	155	155	
希薄化率算定上の下限交付価額（円）	108.5	108.5	
上記根拠	当初交付価額 ×70%	当初交付価額 ×70%	
発行時優先株式数（株）	75,922	90,000	165,922
転換後普通株式数（株）	6,997,419	8,294,930	15,292,349
議決権個数（潜在株ベース）（個）	69,974	82,949	152,923

$$\text{希薄化率} \quad \frac{\text{第三者割当による発行株式に係る最大潜在議決権数} \quad 152,923}{\text{第三者割当前の発行済株式に係る総議決権数} \quad 78,336} = 195.2\%$$

（注）第三者割当前の発行済株式に係る総議決数は、平成24年１月31日現在の議決権数を記載しております。

（５）第三者割当後の大株主の状況

ａ．普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合（%）	割当後の所有株式数（千株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合（%）
株式会社もみじ銀行	広島市中区胡町１－24	108	1.38	5,591	30.16
三菱ＵＦＪリース株式会社	東京都千代田区丸の内２－７－１	24	0.31	4,922	26.55
石井 峯夫	広島県福山市	1,908	24.36	1,908	10.29
石井 敏博	広島県福山市	615	7.85	615	3.32
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町１－３－８	110	1.40	432	2.33
イシイヒョーキ従業員持株会	広島県福山市神辺町旭丘５	427	5.46	427	2.31
石井 幸蔵	広島県福山市	167	2.13	167	0.90
石井 博幸	広島県福山市	161	2.06	161	0.87
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内２－７－１	144	1.84	144	0.78
石井 朋子	広島県福山市	138	1.76	138	0.75
計	－	3,803	48.55	14,508	78.26

（注）１ 平成24年１月31日現在の株主名簿を基準としております。
２ 割当後の所有株式数及び割当後の総議決件数に対する所有議決件数の割合は、平成24年７月11日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値155円を交付価額と仮定し、本件優先株式の全てが普通株式に転換された場合に交付される普通株式に係る議決権数を加えて算定しております。
３ 上記のほか、自己株式が330千株あります。

ｂ．Ａ種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合（%）	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合（%）
三菱ＵＦＪリース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号	－	－	75,922	100

ｃ．Ｂ種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合（%）	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合（%）
株式会社もみじ銀行	広島市中区胡町１－24	－	－	85,000	94.44
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町１－３－８	－	－	5,000	5.56
計	－	－	－	90,000	100

ｄ．本件優先株式発行後、本件優先株式の全てが普通株式に転換された場合における議決権の状況（見込み）

Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の発行決議日の前営業日（平成24年７月11日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値155円を当初交付価額と仮定し、更にその後下限取得価額まで取得価額が修正されたと仮定した場合の議決権の状況は以下のとおりとなります。

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合（%）	割当後の所有株式数（千株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合（%）
株式会社もみじ銀行	広島市中区胡町１－24	108	1.38	7,942	34.34
三菱ＵＦＪリース株式会社	東京都千代田区丸の内２－７－１	24	0.31	7,021	30.36
石井 峯夫	広島県福山市	1,908	24.36	1,908	8.25
石井 敏博	広島県福山市	615	7.85	615	2.66
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町１－３－８	110	1.40	570	2.47
イシイヒョーキ従業員持株会	広島県福山市神辺町旭丘５	427	5.46	427	1.85
石井 幸蔵	広島県福山市	167	2.13	167	0.72
石井 博幸	広島県福山市	161	2.06	161	0.70
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内２－７－１	144	1.84	144	0.62
石井 朋子	広島県福山市	138	1.76	138	0.60
計	－	3,803	48.55	19,095	82.57

（注）１　平成24年１月31日現在の株主名簿を基準としております。

２　上記のほか、自己株式が330千株あります。

（６）大規模な第三者割当の必要性

ａ．大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

上記のとおり、既存株主の議決権に対して希薄化の可能性が存在しておりますが、当社を取り巻く事業環境及び財政状況に鑑み、本件第三者割当は、平成25年１月期における債務超過を回避し株式上場を維持するとともに、財務体質の抜本的な改善に不可欠であり、将来的に株主価値の向上につながるものと考えております。

また、本件優先株式には議決権がなく、かつ、発行後一定の期間が経過した後に普通株式への転換が可能となるため、本件優先株式の発行時点で現在の普通株式の保有者の有する議決権について、直ちに大幅な希薄化が生じることはありません。加えて、発行後一定期間が経過した後には、当社の判断により随時優先株式の償還を行うことが可能です。このため、既存の普通株主の議決権に対する希薄化が生じる可能性を限定する仕組みとなっております。

また、本件優先株式の商品性に関しては、公正性を期すために第三者機関であるフロンティア・マネジメント株式会社が作成した価値報告書を取得しております。

以上のことから当社取締役会は、本件優先株式の発行は、既存の普通株主の皆さまにとっても合理的であると判断しております。

ｂ．大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本件優先株式の発行は、会社法上、特に有利な払込金額で募集株式を引き受ける者を募集すること（いわゆる有利発行）に該当しないと判断しておりますが、本件優先株式には市場価格が存在しないことに鑑み、特に有利な払込金額による募集とされる可能性を否定出来ないこと、本件優先株式の発行は希薄化率が25%以上となる可能性が存することを踏まえ、本件優先株式の発行の妥当性、その発行条件の相当性については、株主の皆さまの意思も確認することが適切であると考え、平成24年８月30日開催予定の臨時株主総会において特別決議により株主の皆さまのご判断を頂くこととなります。

（７）株式併合等の予定の有無及び内容

本件優先株式のいずれも、該当事項はありません。

（８）その他参考になる事項

本件優先株式のいずれも、該当事項はありません。

16. その他の事項

（１）提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額　　3,094,523,000円
発行済株式総数　　普通株式 8,176,452株

（２）本優先株式発行は、平成24年８月30日開催予定の臨時株主総会において、本件優先株式の発行に必要な定款変更案の承認を得ること等を条件としております。

（３）当社は、平成24年４月26日提出の有価証券報告書に記載の通り、太陽電池ウェーハ事業の製造外注先であった株式会社オガワ（以下「オガワ」といいます。）が、当該事業用設備を調達するにあたり三菱ＵＦＪリースとの間で契約したリース債務等につき、総額1,289百万円の引取保証を行っております（なお当社は既に、かかる引取保証残高全額について債務保証損失引当金を計上しております。）。かかる引取保証に基づく当社のオガワに対する事前求償権の一部の履行として、オガワが当社に対し、530百万円を支払うことが予定されています。本件優先株式の発行にあたっては、当社が、三菱ＵＦＪリース、もみじ銀行、及び広島銀行との間でそれぞれ締結した平成24年７月12日付各募集株式の引受契約（第三者割当増資）において、かかるオガワから当社に対する530百万円の支払が行われること及びその他の事項が払込の前提条件とされております。

以 上